

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号

氏名 株式会社ジーエムエス
代表取締役 増井 豪第 14 条第 6 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 14 条の 2 第 1 項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2 年 4 月 28 日

許可の有効年月日 令和 7 年 4 月 27 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおりに）

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コン
クリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上 7 種類）
圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コン
クリートくず及び陶磁器くず（以上 6 種類）

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

(1) 東京都葛飾区堀切一丁目 5 番 13 号

(2) 東京都大田区東海六丁目 3 番 8 号

3 許可の条件

(1) 上記 2 (1) の施設における作業時間は、原則として 8 時から 18 時までとすること。
ただし、両施設とも破砕機の稼働時間は 8 時間とすること。(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12 年 4 月 28 日 新規許可

令和 2 年 4 月 28 日 更新許可 第 4 回

令和 2 年 12 月 11 日 変更許可 種類の追加（木くず）

令和 4 年 4 月 1 日 変更許可 種類の追加（繊維くず）

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

許可番号 第13-20-007138号

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地: 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類※	3.7(t/日)	4.2(t/日)	平成14年3月20日	-----	-----
	紙くず	8.2(t/日)				
	木くず	3.2(t/日)				
	繊維くず	6.1(t/日)				
	金属くず※	35.0(t/日)				
破 砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	30.9(t/日)	-----	平成29年4月17日	-----	-----
	がれき類	4.0(t/日)				
	がれき類	4.8(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類※	49.4(t/日)	40.2(t/日)	令和4年1月23日	-----	-----
	紙くず	44.6(t/日)				
	木くず	-				
	繊維くず	21.7(t/日)				
	金属くず※	91.3(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ロックウールに限る。)	87.1(t/日)	-----			

(2) 施設所在地: 東京都大田区東海六丁目3番8号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 砕	廃プラスチック類※	4.2(t/日)	4.5(t/日)	平成17年12月18日	-----	-----
	紙くず	5.5(t/日)				
	木くず	4.2(t/日)				
	繊維くず	4.2(t/日)				
	金属くず※	5.5(t/日)				
破 砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※	22.0(t/日)	-----	平成26年4月16日	-----	-----
	がれき類	4.0(t/日)				
	がれき類	4.8(t/日)				
圧縮梱包	廃プラスチック類※	30.1(t/日)	30.3(t/日)	平成26年4月16日	-----	-----
	紙くず	38.0(t/日)				
	木くず	-				
	金属くず※	25.6(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (ロックウールに限る。)	28.2(t/日)	-----			

※ 廃蛍光灯、廃家電を除く。

(以下余白)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和7年2月28日

東京都知事 小池 百合子 様



申請者 〒100-0005

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

氏 名 株式会社ジーエムエス

代表取締役 増井 豪

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 03-6281-4877

担当者名 行政書士 高橋 志保

電話番号 03-5315-4027

FAX番号 03-5315-4037

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	中間処理 破碎 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上7種類） 圧縮・梱包 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上6種類）
事務所及び事業場の所在地	事務所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 電話番号 03-5647-4588 事業場 東京都葛飾区堀切一丁目5番13号 東京都大田区東海六丁目3番8号
事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）	「事業計画の概要」のとおり
保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ	事前計画書のとおり
事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	事前計画書のとおり
担当者及び連絡先TEL/FAX	行政書士すずらん事務所 行政書士 高橋 志保 東京都新宿区新宿1-2-1 新宿御苑前マンション210 電話：03-5315-4027 FAX：03-5315-4037 登録番号 14081074
※ 事 務 処 理 欄	